

日本学術会議 科学者委員会  
知的財産検討分科会（第2回）議事要旨

1. 日 時： 平成24年3月29日（火）10：00～12：00
2. 場 所： 日本学術会議 5-C（1）会議室
3. 出席者： 有信委員長、桃井副委員長、吉田委員、保立委員、荒川委員、伊澤委員、石川委員、渡部委員（欠席：河野委員、磯村委員、前原委員、高戸委員、小泉委員）  
事務局：石原参事官、中島上席学術調査員 他
4. 配付資料：
  - 資料1 前回議事要旨（案）
  - 資料2 知的財産検討分科会におけるアンケート調査の結果報告
  - 資料3 特許法等の一部を改正する法律について
  - 資料4 大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について
  - 資料5 学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究事業について
  - 参考1 委員名簿
  - 参考2 「科学者コミュニティから見た今後の知的財産権制度のあり方について」（平成22年(2010年)8月4日）
  - 参考3 産学連携と大学知財に関する政策提言
5. 議 事：
  - (1) 委員からの報告  
第21期知的財産検討分科会の特任連携会員であった渡部委員より、前期の報告概要について説明があった。また、石川委員より、文化庁「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究事業」について報告された。
  - (2) 幹事の選出  
前回持ち越しとなっていた幹事について、有信委員長より渡部委員、小泉委員が指名され、分科会の承認を得た。
  - (3) 今後の検討課題について
    - ・前期の報告の中で、申し送り事項等は特段ないため、テーマは今期の審議の中で決めていくことになる。
    - ・前期の提言後の未検討課題についてピックアップが必要である。
    - ・科学者に対する教育がほとんどなされていないため、専門の研究者以外は、著作権や特許、諸外国の状況などに触れる機会がない。教育の提供という視点もあっていいのではないか。
    - ・大学の中で、知財に関する教育を行う機会は非常に少ない。法律的な啓蒙も含めてもう少し意識したほうが良い。
    - ・もっと一般的な教育をどうするかという点もある。特許法がどうかということより、

知財全体をどのように研究者自身が結び付けるか、特許戦略というか、技術戦略のようなものも大事。

- 例えば医学では、医療行為は特許にならないが、医療行為ぎりぎりのところに作られた医療装置の特許として諸外国にもっていかれてしまう。専門家を置いて戦略を考えるようにしないと負けてしまう。
- 特許にならない医療行為というところでも、ある治療を行うためには必ずある医療装置を使わなくてはならないといった事態も考えられる。分野としては医学と、他に化学、生物については特に警報を鳴らすべき。
- 教育という部分も含めて、医学、化学、生物について詳しい方や弁護士、弁理士の方などをお招きしてお話を伺いたい。

6. その他：

次回分科会日程については、事務局より改めて日程調整を行うこととなった。